

大垣市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市契約規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市が発注する建設工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）」とは、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する入札の方法をいう。

(対象工事)

第3条 事後審査型入札の対象工事は、設計金額1,000万円以上の建設工事から市長が選定する。ただし、設計金額2,000万円以上の建設工事については、大垣市業者指名審査委員会設置要綱（平成10年告示第33号）第1条の大垣市業者指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）において選定するものとする。

(参加資格)

第4条 事後審査型入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 規則第2条の規定による公告（以下「公告」という。）を行う日（以下「公告日」という。）において、規則第21条第2項の名簿に登録されている者
- (3) 公告日から入札の日までの間において、大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）第2条の資格停止を受けていない者
- (4) 公告日から入札の日までの間において、大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）第5条の入札参加資格停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の

例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けている者

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者

(7) 建設業法(昭和24年法律第100号)第8条各号の規定に該当しない者

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

(入札の公告)

第5条 公告は、市役所前掲示場及び市ホームページへの告示(第1号様式)の掲示により行うものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 市長は、一般競争入札の対象工事に係る図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を、総務部契約課(以下「契約課」という。)、市ホームページ及び電子入札システムにおいて閲覧できるものとする。

(入札参加申請)

第7条 事後審査型入札に参加しようとする者は、当該入札の公告において指定した方法により事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(申請書の審査)

第8条 市長は、前条の申請書を審査のうえ、その結果を申請した者に対し速やかに通知するものとする。

(設計図書等の貸与等)

第9条 前条の審査を通過した者(以下「審査通過者」という。)は、入札に先立ち現場や設計図書等を熟知するため、定められた期間内において設計図書等の貸与を受けることができる。

2 審査通過者は、現場や設計図書等について疑義があるときは、定められた期

間内において質問書を提出することができる。

3 前項の質問書は、電子メールにより契約課に送付するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

4 市長は、第2項の質問書の提出を受けたときは、質問者に対し速やかに回答するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 入札保証金及び契約保証金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（金融機関の保証をもって代えることができる。）。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、免除

(現場説明会)

第11条 現場説明会は、市長が特に必要と認める場合を除き、実施しない。

(入札)

第12条 事後審査型入札は、入札に参加しようとする者が入札書を該当入札の公告において指定した日時までに指定した方法で市長に提出することにより行う。

(開札)

第13条 開札は、該当入札の公告において指定した日時、場所において公開で行うものとする。

2 前項の開札において同じ価格をもって入札したものが2以上あり、くじにならなかった場合は、大垣市電子入札運用基準に定めるところによる。

3 事後審査型入札においては、最も入札価格の低い者から順位を決定し、かつ、第15条の規定により落札者決定するまで最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い後日落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

4 市長は、落札候補者の入札価格が、低入札価格調査基準価格を下回った場合で、低入札価格調査制度を採用するときは、落札候補者に対し、低入札価格調査制度に基づく調査を行う旨を通知するものとする。

(確認申請書等の提出)

第14条 市長は、開札後、次条の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）から順に事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求めなければならない。

2 落札候補者は、当該確認申請書等の提出を求められた日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に、確認申請書等を契約課へ提出しなければならない。

3 前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該入札は、無効とする。

（入札参加資格の審査）

第15条 市長は、前条第2項の規定による確認申請書等の提出があったときは、当該落札候補者が入札参加資格を有しているかどうかを確認申請書等により審査し、審査の結果、入札参加資格を有している場合は、落札者とする。

（落札決定の通知等）

第16条 市長は、前条の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、落札候補者に対して事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適合通知書（第4号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた落札候補者は、同項の通知を受けた日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に、その理由について市長に対し書面で問い合わせることができる。

4 市長は、前項の問い合わせを受けたときは、速やかに当該問い合わせをした者に書面により回答するものとする。

（入札結果の公表）

第17条 落札決定したときは、速やかに入札結果を閲覧等できるよう公表するものとする。

（異議の申立て）

第18条 入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に公告する事後審査型条件付き一般競争入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に公告する事後審査型条件付き一般競争入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告する事後審査型条件付き一般競争入札から適用する。